

阿賀野市告示第 1 4 号

阿賀野市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 2 月 5 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成 1 8 年阿賀野市告示第 3 6 5 号）の一部を次のように改正する。

別表在宅療養等支援用具の部に次のように加える。

人工呼吸器等非常用電源		
（正弦波インバーター発電機）	1 0 年	1 2 0, 0 0 0 円
（ポータブル電源（蓄電池））	5 年	1 0 0, 0 0 0 円
（DC／AC インバーター（カーインバーター））	5 年	1 0 0, 0 0 0 円

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。